（事業の変更の届出）

第二十一条の二　前条第一項各号（第六号を除く。）の内航貨客定期航路事業登録申請書に記載した事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した内航貨客定期航路事業変更届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　変更した事項（前条第一項各号（第六号を除く。）に規定する事項の新旧（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

三　変更した年月日

四　変更を必要とした理由

（事業の廃止の届出）

第二十一条の三　法第二十条第二項において準用する法第十九条の十三の規定により内航貨客定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した内航貨客定期航路事業廃止届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　廃止の届出に係る航路

三　廃止の予定期日

（賃率表の設定除外）

第二十一条の四　法第二十条第二項において準用する法第十条の規定により賃率表を定めることを要しない貨物は、次のとおりとする。

一　石炭

二　コークス

三　鉱石

四　塩

五　砂糖

六　セメント

七　肥料

八　ゴムくず

九　木材

（賃率表の公示の方法）

第二十一条の二　内航貨物定期航路事業を営む者が法第十九条の六（法第十九条の七において準用する場合を含む。）の規定により定めた賃率表は、少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び代理店に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにしておくものとする。

（賃率表の設定除外）

第二十一条の三　法第十九条の六の規定により賃率表を定めることを要しない貨物は、内航貨物定期航路事業にあつては、次の通りとする。

一　石炭

二　コークス

三　鉱石

四　塩

五　砂糖

六　セメント

七　肥料

八　屑ゴム

九　木材

十　穀類

十一　銑鉄及び鋼材

十二　わら工品

十三　その他主としてばら積又は満船積を通例とする貨物

2　法第十九条の七において準用する法第十九条の六の規定により賃率表を定めることを要しない貨物は、対外旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業にあつては、次の通りとする。

一　前項第一号から第十号までに掲げる貨物（一口五トン以上の場合に限る。）

二　前項第十一号から第十三号までに掲げる貨物

三　生鮮魚かい、生鮮野菜、生鮮果実その他季節的に出回る貨物

（運賃及び料金等の公示の方法）

第二十一条の四　法第十九条の六の二の規定による公示は、運賃及び料金並びに第六条に規定する事項を記載した運送約款を、少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所に見やすいように掲示するとともに、内航貨物定期航路事業者のウェブサイトに掲載して行うものとする。ただし、内航貨物定期航路事業者が次のいずれかに該当する場合には、当該公示をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。

一　内航貨物定期航路事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　内航貨物定期航路事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

2　内航貨物定期航路事業者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、運賃及び料金並びに第六条に規定する事項を記載した運送約款を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにしておくものとする。